

藍蓼会学生生活援助基金内規

(目的)

第1条 学生生活援助金（以下「基金」という。）より、経済的な理由等によって勉学を続けることが著しく困難な学生に給付援助する。

(基金)

第2条 基金は、藍蓼会学生生活援助基金をもって当てる。

(運用)

第3条 本内規の運用は、学生委員会が藍蓼会の委嘱により行う。

(資格)

第4条 藍蓼会準会員で、父母の重病、死亡、失業、罹災等突発的な事由により、学生生活を維持することが困難な学生であること。

2 準会員の子女にかかわらず外国人留学生で、国際的な経済変動により学生生活を維持することが困難な学生であること。

(採用区及び給付金)

第5条 採用者を次のとおり区分し、基金から給付する。

A種 〔家計急変による修学困難者〕

……授業料相当額以内とし、状況に応じて支給額を定め採用時に一括支給する。

B種 〔国際的な経済変動による修学困難者〕

……10万以内とし、状況に応じて支給額を定め採用時に一括支給する。

(出願)

第6条 出願は、出願事由が発生した場合随時とする。

2 基金の援助を希望するものは、所定の様式による願書に次の書類を添付して出願すること。

A種……(1) 成績証明書

(2) 家計急変がわかる書類

B種……(1) 成績証明書

(2) 申請事由書

(審査)

第7条 出願者について書類審査及び面接の結果に基づき学生委員会の議を経て藍蓼会に申請し決定する。

2 前項の書類審査及び面接は学生委員会が行う。

(事務取扱)

第8条 この基金に関する事務取り扱い、越谷校舎においては学生課が、湘南校舎においては教育支援課が行う。

(内規の改廃)

第9条 この内規の改廃は、学生委員会の議を経て藍蓼会が決定する。

附 則

本内規は、昭和63年7月16日より施行する。

附 則

本内規は、平成7年4月1日より改正施行する。

附 則

本内規は、平成 1 8 年 4 月 1 日より改正施行する。

附 則

本内規は、平成 3 0 年 4 月 1 日より改正施行する。